

# 一般社団法人ワールドスケートジャパン 競技者登録規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款、第 1 4 章 第 6 2 条により、登録競技者規程を定める。

## 第 2 章 競技者登録

第 2 条 本連盟主催大会に参加しようとするもの、当連盟から派遣される国際大会に出場するものは本連盟に競技者登録をしなければならない。

## 第 3 章 登録手続

第 3 条 登録期間は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。登録は毎年更新するものとし、対象年度の 3 月 1 日から 6 月末日までに申し込まなければならない。但し、事情によってはこの期間以外でも受け付けることができる。  
この場合、登録期間の変更はない。

第 4 条 登録は別に定める登録システムを使用し氏名、生年月日、性別、住所、登録する競技カテゴリーを記入し提出しなければならない。

第 5 条 登録はスピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、ローラーフリースタイル/スクーター/スケートクロス、ローラーアルペン/ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、インラインフリースタイル、の各部門別に手続きしなければならない。

## 第 4 章 登録料

第 6 条 競技者登録料は 1 人につき 5,000 円とする。  
加盟団体のない地区から公式競技会に出場を希望する者は、地方団体準備金 1,000 円とともに本連盟に納入しなければならない。  
既納の登録料は、いかなる事由があっても返還はしない。

## 第 5 章 登録変更及び移籍

第7条 加盟団体を変更した場合と、競技者が住所又は勤務先を変更した場合は、本連盟に直ちにその旨文書をもって申し出なければならない。

第8条 加盟団体に於いて所属クラブを変更した場合、その競技者は当該クラブに対し文書をもって申し出なければならない。それにより、そのクラブの承認を得たる場合、移籍は認められる。但し、登録は新規登録と同じとする。

第9条 登録競技者の年度内の移籍は当該クラブの承認を経て1回だけ移籍することができる。

第10条 登録競技者は一般社団法人ワールドスケートジャパン倫理規程に抵触した時はその登録資格を失う。

## 第6章 登録拒否要件

第11条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 除名処分を受けた者
- (2) 反社会的勢力に該当する者
- (3) 連盟との間で民事係争中の案件がある者
- (4) 競技者として、本連盟の名誉を傷つけ、あるいは義務に違反した者。
- (5) 競技会に際して、フェアプレーの精神、スポーツマンシップに明らかに違反した行為を行った者。
- (6) 本連盟は、登録前に（継続して登録している場合においては当初の登録前に）、一般社団法人ワールドスケートジャパン役員・職員並びに登録競技者倫理規程に抵触した者の登録を拒否することができる。
- (7) 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。

## 第7章 選手の肖像等の使用

第12条 登録競技者は、JOC派遣大会またはIF主催の世界大会等の国際競技会の日本代表選手に選出されたときは、本連盟またはIOC、JOC、その他関連機関が別途定める肖像及びメディア活動に関する規制事項を遵守する。

2. 登録競技者を含む集団肖像（3名以上・日本代表または連盟の指定する公式衣服類着用時）を本連盟および本連盟のオフィシャルパートナーなど連盟が認めた第三者が商業利用することを承諾する。
3. 集団で肖像使用の際は、連盟スポンサーであっても選手の個人スポンサー競合社に当たる場合は個別に協議をするものとする。

## 第 8 章 本規程の変更

第 13 条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付 則

1. この規程は昭和28年9月10日より施行する。
1. この規程は昭和39年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和39年11月7日之を改正実施する。
1. この規程は昭和49年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和50年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和52年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和56年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和63年6月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成4年4月5日之を改正実施する。
1. この規程は平成8年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成13年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成15年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成24年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。
1. この規程は2020年11月14日之を改正実施する。
1. この規程は2022年5月29日之を改正実施する。